

## 資料編

# 1 計画策定の経過

年 月 日	項 目	内 容
令和元年 9月30日	令和元年度 第1回寝屋川市地域福祉計画 推進委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第4次寝屋川市地域福祉計画の策定について</li> <li>2 みんながつながる地域福祉プラン（第3次寝屋川市地域福祉計画）における令和元年度の取組について</li> <li>3 成年後見制度の利用促進に関する取組について</li> <li>4 寝屋川市福祉のまちづくりひろばについて</li> </ol>
令和元年 10月11日～ 11月29日	第4次寝屋川市地域福祉計画策定のための市民・団体アンケート調査の実施	
令和元年 12月23日	令和元年度 第2回寝屋川市地域福祉計画推 進委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第4次地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果中間報告</li> <li>2 第3次寝屋川市地域福祉計画の平成30年度の取組について</li> </ol>
令和2年 8月19日	令和2年度 第1回寝屋川市地域福祉計画 推進委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第4次寝屋川市地域福祉計画策定について</li> <li>2 地域福祉計画の見直しに向けたアンケート調査等の結果について</li> <li>3 第3次寝屋川市地域福祉計画の柱ごとの現状・課題のまとめについて</li> <li>4 第4次寝屋川市地域福祉計画 施策体系案について</li> </ol>
令和2年 9月30日	令和2年度 第2回寝屋川市地域福祉計画 推進委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域福祉計画に包含する行政計画について</li> <li>2 第4次寝屋川市地域福祉計画（検討案）について</li> </ol>
令和2年 11月17日	令和2年度 第3回寝屋川市地域福祉計画 推進委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第4次寝屋川市地域福祉計画【案】について</li> </ol>
令和3年1月 (書面開催)	令和2年度 第1回寝屋川市社会福祉審議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第4次寝屋川市地域福祉計画【素案】について</li> </ol>
令和3年 2月1日～ 2月28日	パブリック・コメント手続の実施	
令和3年 3月17日	令和2年度 第4回寝屋川市地域福祉計画 推進委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第4次寝屋川市地域福祉計画について</li> </ol>

## 2 寝屋川市地域福祉計画推進委員会規則（平成25年寝屋川市規則第16号）

（趣旨）

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）第3条の規定に基づき、寝屋川市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）において高齢者福祉活動を行う団体の構成員
- (4) 市内において児童福祉活動を行う団体の構成員
- (5) 市内において障害者福祉活動を行う団体の構成員
- (6) 市内で活動するボランティア団体の構成員
- (7) 市内において医療活動に従事する者
- (8) 寝屋川市社会福祉協議会の構成員
- (9) 民生委員法（昭和23年法律第198号）第3条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第1項の規定により寝屋川市の区域に置かれた民生委員・児童委員

2 委員の任期は、2年以内で、市長の定める期間とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総務し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料の提出等の要求等）

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（報告）

第7条 委員会は、審議の結果を速やかに市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(略)

## 3

## 寝屋川市地域福祉計画推進委員会委員名簿

(敬称略)

令和2年8月19日現在

No.	資格	委員会 役職	氏名	団体名等
1	公募による市民 (規則第3条第1号)	委員	中島 順一	公募による市民
2		委員	松谷 満利子	公募による市民
3	学識経験を有する者 (規則第3条第2号)	委員長	岡田 忠克	関西大学 学長補佐 人間健康学部 教授
4		委員	林堂 佳子	弁護士法人青雲法律事務所 弁護士
5		委員	岸川 久美子	岸川久美子司法書士事務所 司法書士
6	市内において高齢者福 祉活動を行う団体の構成 員 (規則第3条第3号)	委員	安藤 紘一	寝屋川市老人クラブ連合会 会長
7		委員	三和 清明	寝屋川高齢者サポートセンタ ー運営協議会 事務局長
8	市内において児童福祉 活動を行う団体の構成員 (規則第3条第4号)	委員	園田 茂香	NPO法人芽ばえ 理事長
9	市内において障害者福 祉活動を行う団体の構 成員 (規則第3条第5号)	委員	大西 正禮	寝屋川市障害児者福祉施設協 議会 構成組織 社会福祉法人 療育・自立センター 理事長
10		委員	朽見 圭子	寝屋川市障害者団体協議会 書記長
11	市内で活動するボラン ティア団体の構成員 (規則第3条第6号)	委員	森田 正信	登録ボランティアグループ連絡 会 会長
12	市内において医療活動 に従事する者 (規則第3条第7号)	副委員長	伊与田 賢也	一般社団法人 寝屋川市 医師会 常務理事
13	寝屋川市社会福祉協 議会の構成員 (規則第3条第8号)	委員	郡 美博	社会福祉法人寝屋川市社会 福祉協議会 副会長
14	寝屋川市の区域に置か れた民生委員・児童委員 (規則第3条第9号)	委員	辻岡 喜久雄	寝屋川市民生委員児童委員 協議会 会長

※ 寝屋川市地域福祉計画推進委員会規則第3条における規定順

## 4 寝屋川市社会福祉審議会条例（平成30年寝屋川市条例第50号）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、寝屋川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

（調査審議事項）

第3条 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第12条第1項の規定に基づく児童福祉に関する事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定により合議制の機関の権限に属させられた事項

（専門分科会の設置）

第4条 審議会に、法第12条第2項の規定により読み替えられた法第11条第1項の規定により、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置くほか、法第11条第2項の規定により、社会福祉法人の設立認可等に関する事項を調査審議するため、社会福祉法人設立認可等審査専門分科会を置く。

（専門分科会の組織及び運営）

第5条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。
- 5 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）において調査審議する事項に関して諮問を受けたときは、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（審査部会）

第6条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185条。以下「令」という。）第3条第1項に定めるもののほか、専門分科会に審査部会を置くことができる。

- 2 審議会は、審査部会（令第3条第1項に規定する審査部会を除く。以下この項において同じ。）において調査審議する事項に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（委員等の守秘義務）

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

また同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2・3 (略)

## 5 寝屋川市社会福祉審議会委員名簿

(敬称略)

令和2年12月1日現在

No.	委員会 役職	氏名	団体名等
1	委員長	青山 さつき	一般社団法人寝屋川市医師会 副会長
2	委員	岩淵 善美	平安女学院大学短期大学部保育科教授
3	委員	岡 庄吾	岡会計事務所 公認会計士
4	委員	岡 由美	寝屋川市議会 副議長
5	委員	北川 光昭	寝屋川市議会 議長
6	委員	久保田 健一郎	大阪国際大学短期大学部幼児保育学科教授
7	副委員長	塩見 恭平	はちかづき法律事務所 代表弁護士
8	委員	下川 隆夫	社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会 会長
9	委員	辻岡 喜久雄	寝屋川市民生委員児童委員協議会 会長
10	委員	徳岡 博巳	龍谷大学・京都ノートルダム女子大学 非常勤
11	委員	中川 芳行	寝屋川市市政協力委員自治推進協議会 会長
12	委員	山下 英三郎	一般社団法人寝屋川市医師会 常務理事

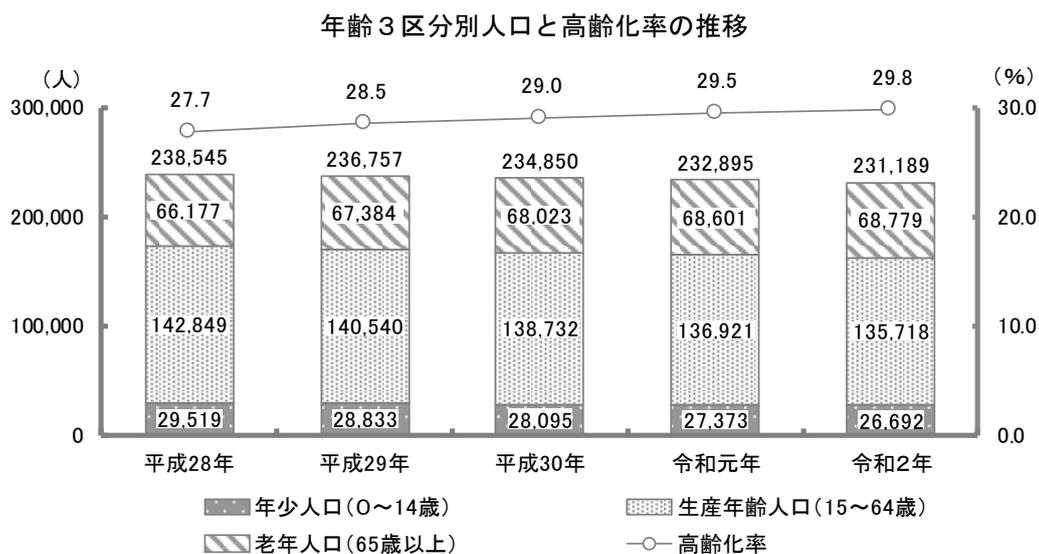
※ 五十音順

## 6 本市の地域福祉を取り巻く現状

### (1) 人口の状況

#### ① 年齢3区分別人口と高齢化率<sup>※</sup>の推移

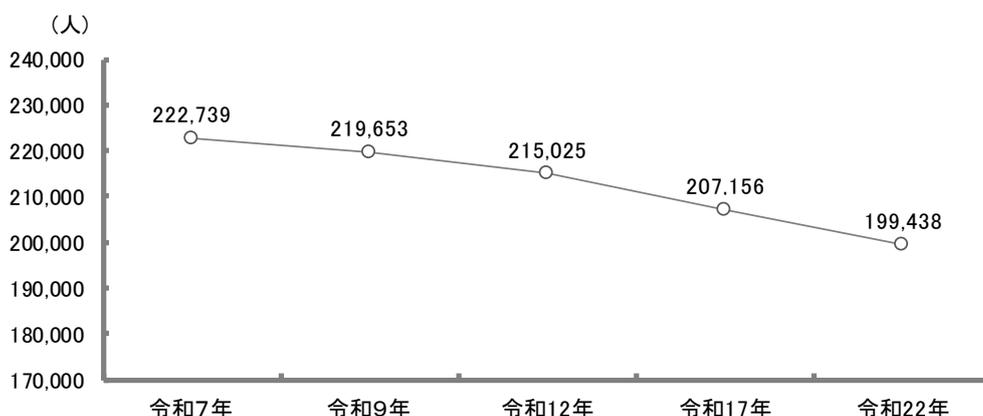
総人口は、年々減少し、令和2年4月1日現在 231,189 人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14 歳）は減少しているのに対し、老年人口（65 歳以上）は増加し、高齢化率は令和2年4月1日現在 29.8%となっています。



資料：寝屋川市ホームページ統計資料（各年4月1日現在）  
<sup>※</sup>総人口は年齢不詳者を除く。

#### ② 人口ビジョン〔目標〕

平成28年2月に策定した「寝屋川市人口ビジョン」において、『令和22年（2040年）の目標人口を20万人』としています。また、第六次総合計画の目標年次である令和9年度（2027年度）の将来人口を「人口ビジョン」による推計人口から「22万人」と想定しています。

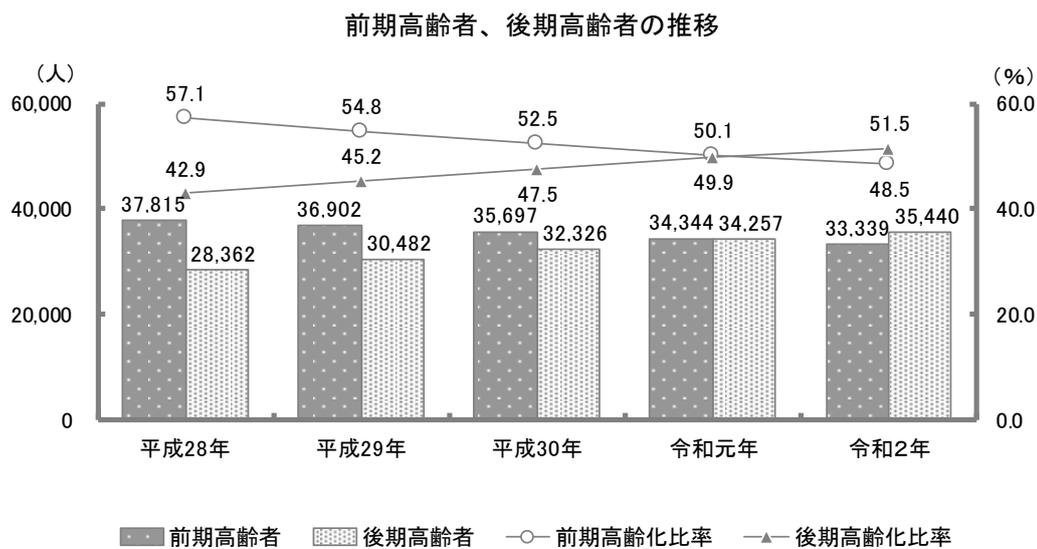


資料：寝屋川市人口ビジョン

## (2) 高齢者の状況

### ① 前期高齢者、後期高齢者の推移

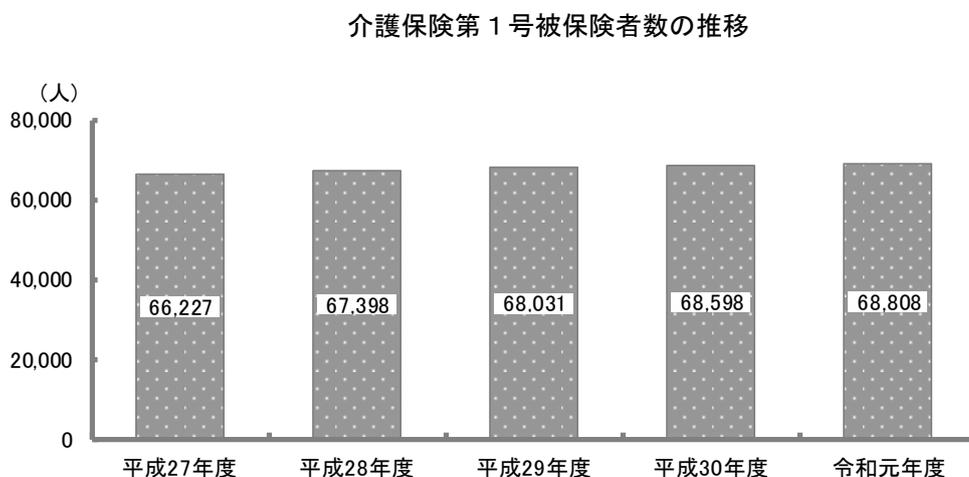
高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は年々減少しており、令和2年4月1日現在 33,339 人となっています。一方で後期高齢者（75歳以上）は年々増加しており、令和2年4月1日現在 35,440 人となっています。



資料：寝屋川市ホームページ統計資料（各年4月1日現在）

### ② 介護保険第1号被保険者数の推移

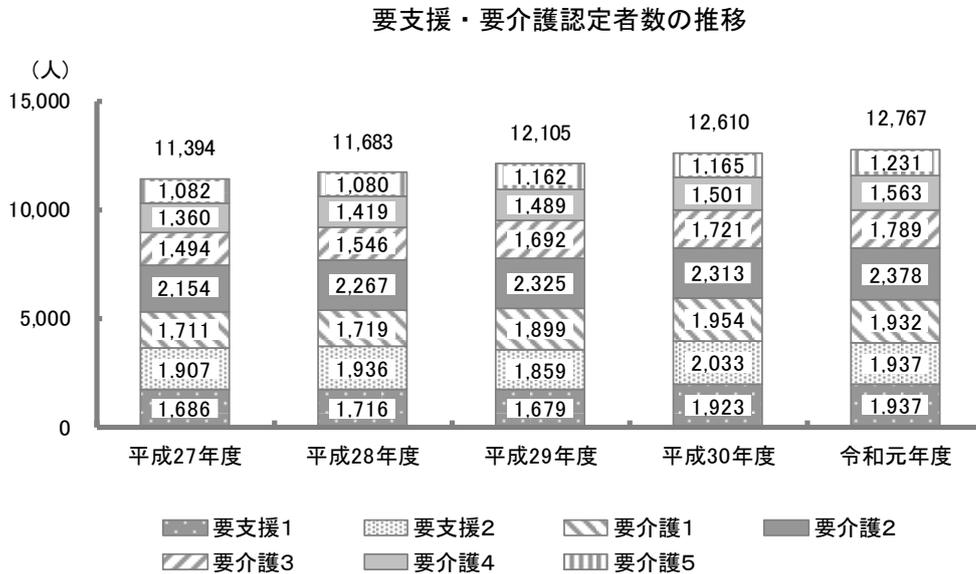
第1号被保険者数は、年々増加しており、令和元年度末現在 68,808 人となっています。



資料：高齢介護室資料 介護保険事業状況報告（各年度末現在）

### ③ 要支援・要介護認定者数の推移

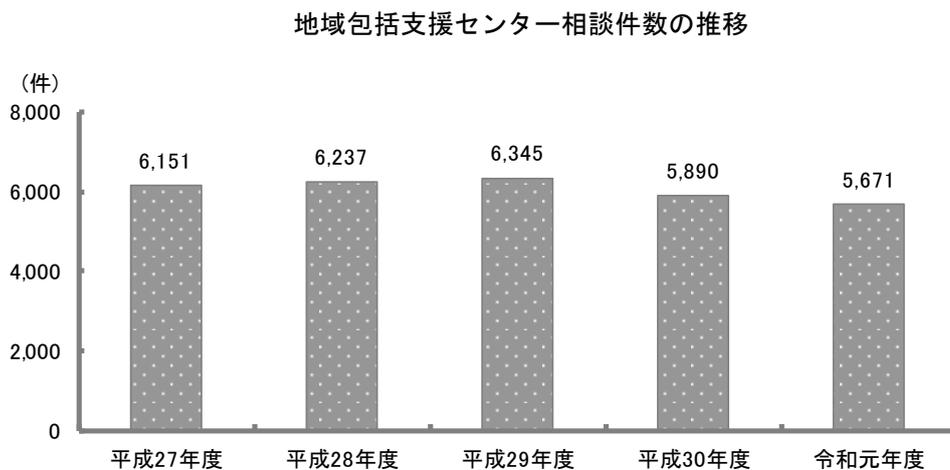
要支援・要介護認定者数は、年々増加しており、令和元年度末現在 12,767 人となっています。



資料：高齢介護室資料 介護保険事業状況報告（各年度末現在）

### ④ 地域包括支援センター相談件数の推移

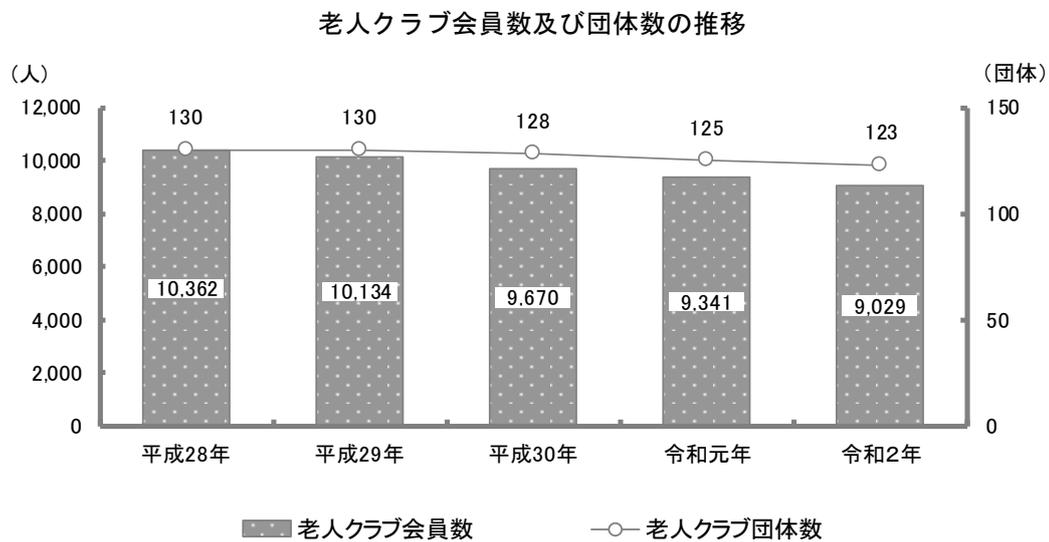
地域包括支援センター相談件数は、平成 29 年度まで年々増加していましたが、平成 30 年度以降減少しており、令和元年度では 5,671 件となっています。



資料：地域包括支援センター事業報告書（各年度末現在）

### ⑤ 老人クラブ会員数及び団体数の推移

老人クラブ会員数及び団体数は、会員数、団体数ともに減少傾向となっており、令和2年4月1日現在、会員数が9,029人、団体数が123団体となっています。

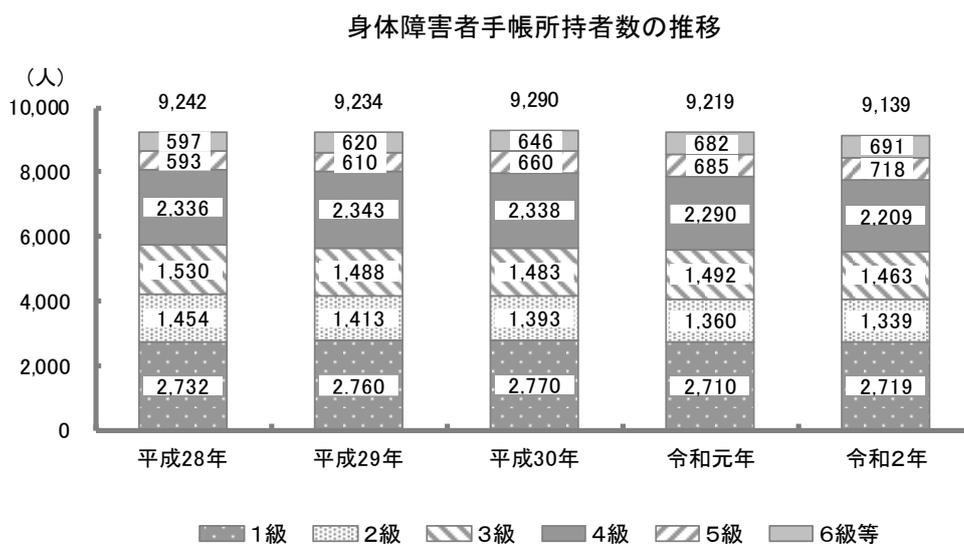


資料：高齢介護室資料（各年4月1日現在）

### (3) 障害のある人の状況

#### ① 身体障害者手帳所持者数の推移

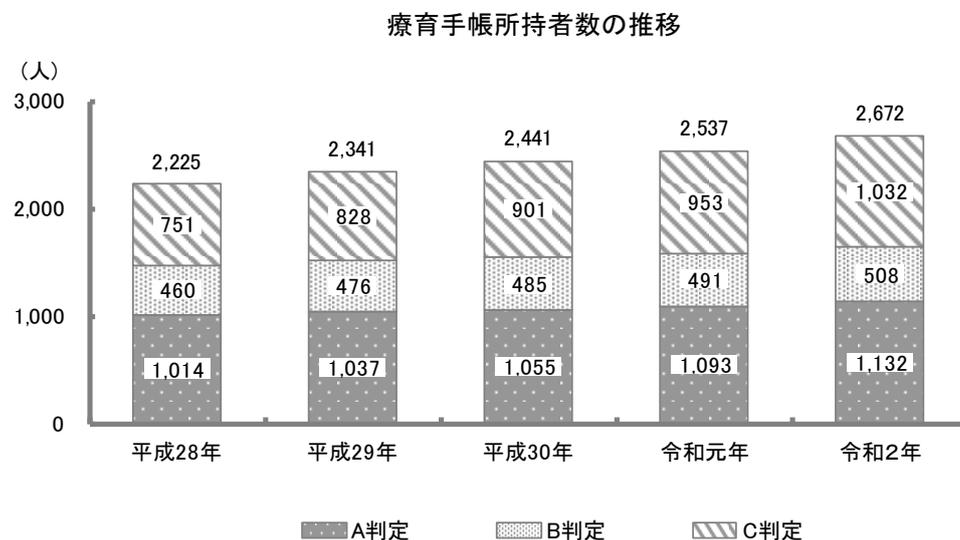
等級別の身体障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在、1級の手帳所持者数が2,719人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が2,209人となっています。また、5級、6級等の手帳所持者数は増加傾向にあり、1～4級の手帳所持者数は減少傾向にあります。



資料：障害福祉課資料（各年4月1日現在）

#### ② 療育手帳所持者数の推移

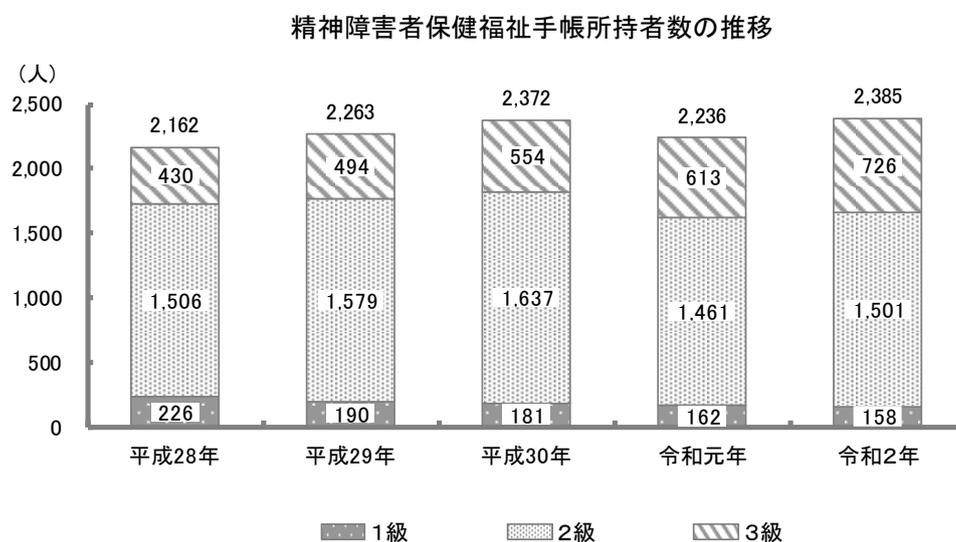
療育手帳所持者数は、令和2年4月1日現在、A判定の手帳所持者数が1,132人で最も多く、次いでC判定の手帳所持者数が1,032人となっています。また、いずれの判定の手帳所持者数も年々増加しています。



資料：障害福祉課資料（各年4月1日現在）

### ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

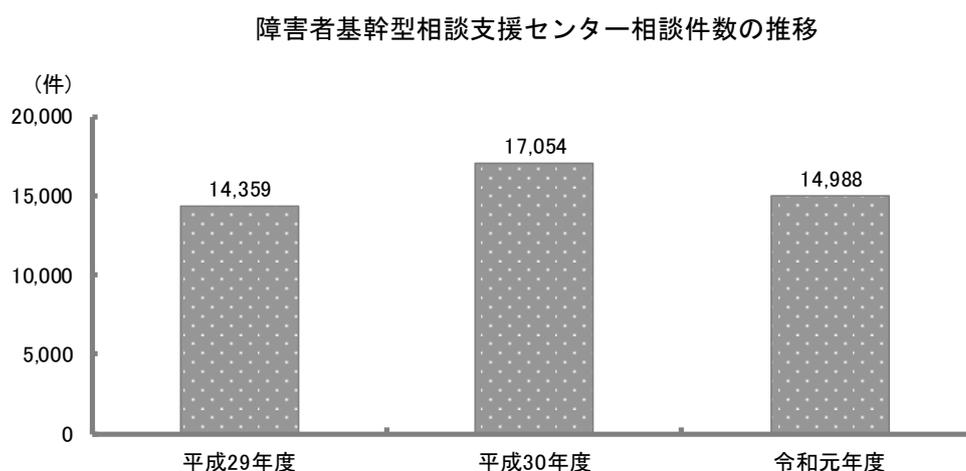
精神障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在、2級の手帳所持者数が1,501人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が726人となっています。また、3級の手帳所持者数は増加傾向にあり、1級の手帳所持者数は減少傾向にあります。



資料：障害福祉課資料（各年4月1日現在）

### ④ 障害者基幹型相談支援センター相談件数の推移

障害者基幹型相談支援センターの相談件数は、令和元年度末現在14,988件となっています。

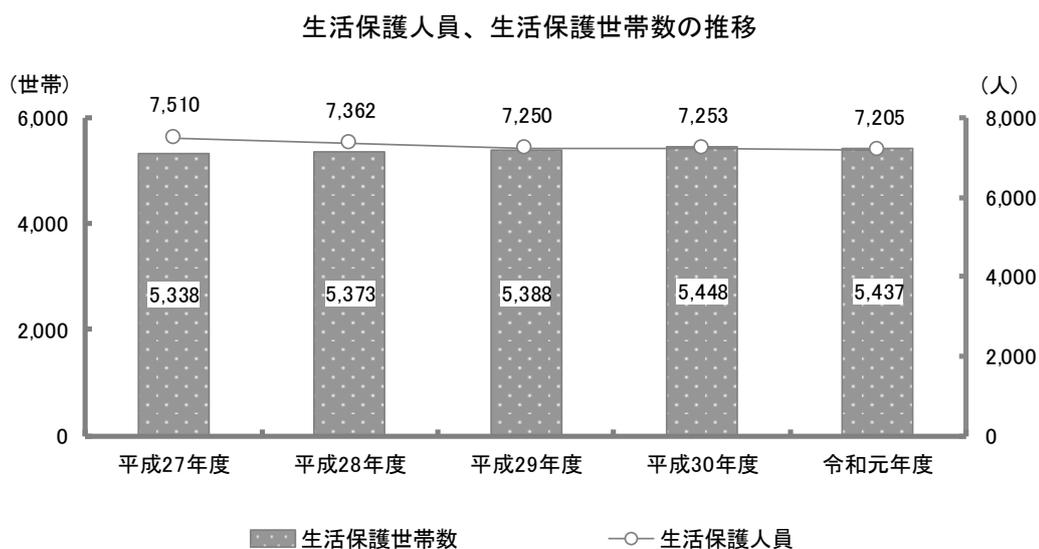


資料：障害福祉課資料（各年度末現在）

## (4) 生活保護の状況

### ① 生活保護世帯数、生活保護人員の推移

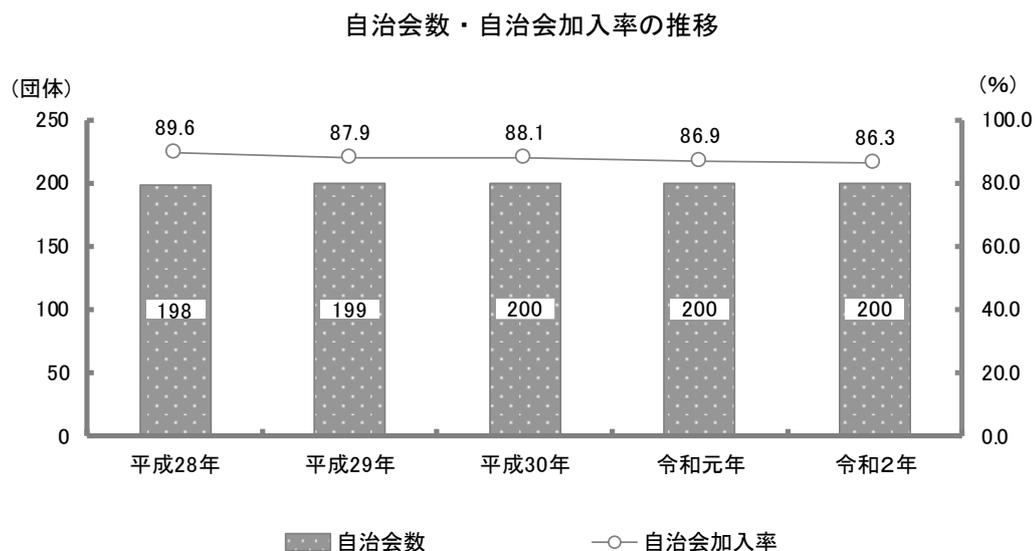
生活保護世帯数は、増加傾向となっており、令和元年度では 5,437 世帯となっています。一方、生活保護人員の推移は減少傾向となっており、令和元年度では 7,205 人となっています。



## (5) 地域活動団体等の状況

### ① 自治会数・自治会加入率の推移

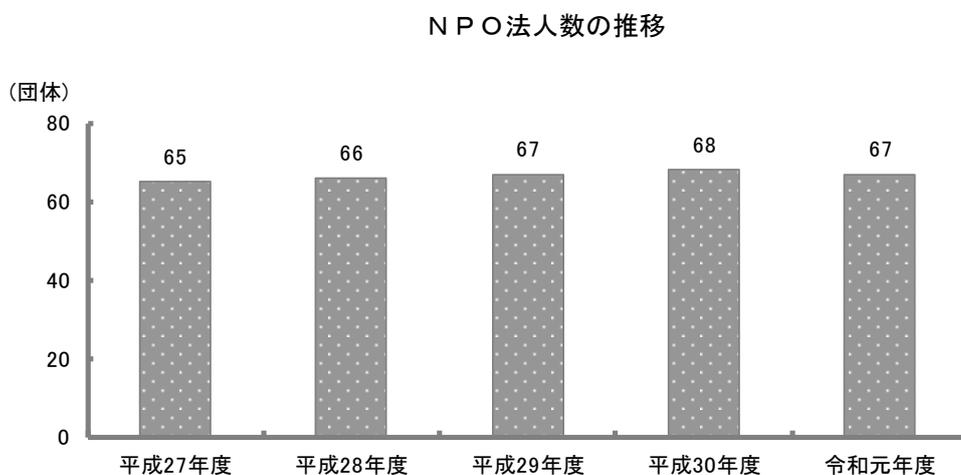
自治会数は、平成30年以降、横ばいで推移しており、令和2年4月1日現在200団体となっています。また、自治会加入率の推移をみると、緩やかに減少傾向となっており、令和2年4月1日現在86.3%となっています。



資料：市民活動振興室資料（各年4月1日現在）

### ② NPO法人数の推移

NPO法人数は、横ばいで推移しており、令和元年度末現在67団体となっています。



資料：市民活動振興室資料（各年度末現在）

### ③ 社会福祉協議会のボランティア登録数の推移

社会福祉協議会登録ボランティア団体数は、50 団体前後で推移しており、令和元年度では 51 団体となっています。また、登録人数は減少傾向となっており、令和元年度では 37 人となっています。

ボランティア登録数の推移

単位：団体、人

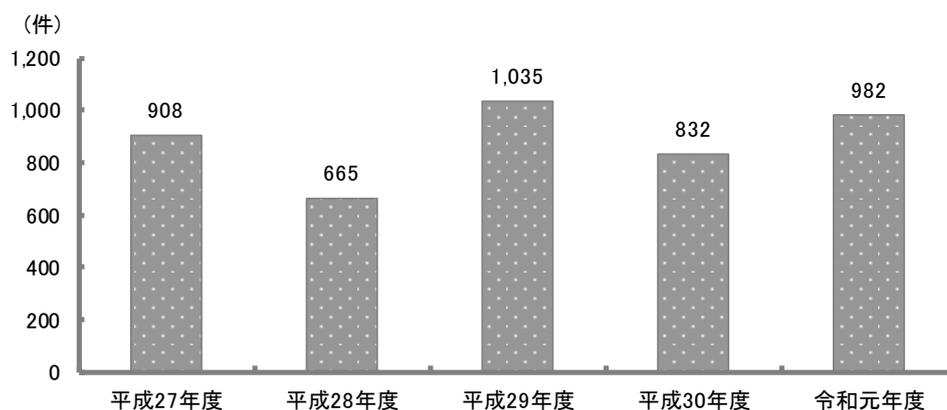
項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
ボランティア団体数	55 (1,438 人)	55 (1,331 人)	52 (1,133 人)	55 (1,201 人)	51 (1,017 人)
ボランティア登録人数	43	42	48	48	37

資料：社会福祉協議会事業報告書（各年度末現在）

### ④ CSW相談件数の推移

CSW（コミュニティソーシャルワーカー）とは、様々な生活の困りごとのために、福祉的な支援が必要な人への相談・支援を地域に密着して行う役割の人を言います。CSW相談件数の推移は、増減を繰り返しながらも増加傾向となっており、令和元年度では 982 件となっています。（社会福祉協議会：CSWの人数7人）

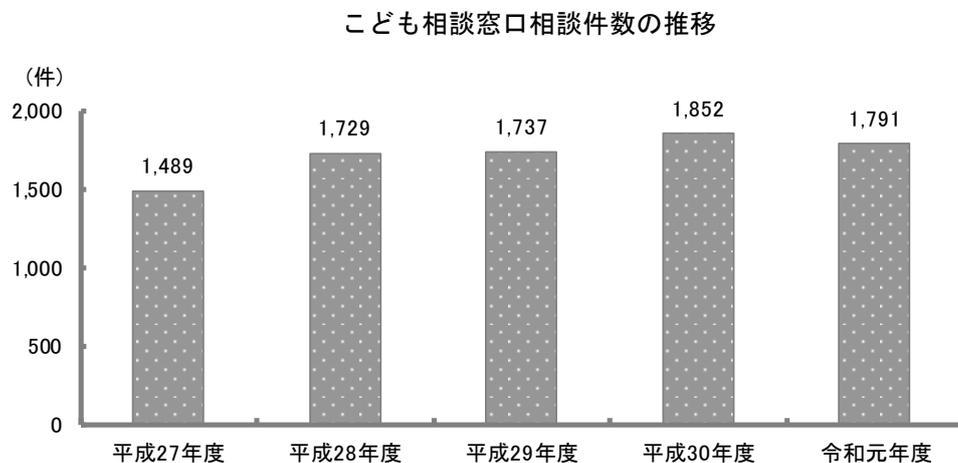
CSW相談件数の推移



資料：社会福祉協議会事業報告書（各年度末現在）

### ⑤ こども相談窓口相談件数の推移

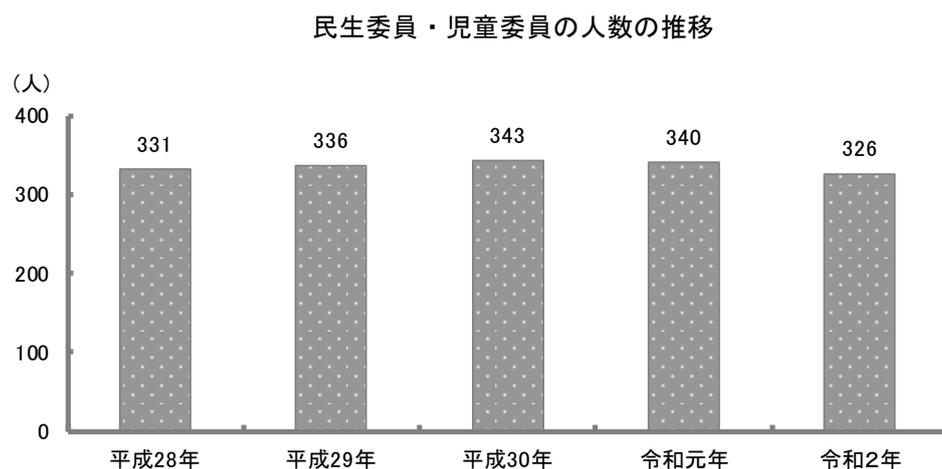
こども相談窓口相談件数は、平成30年度まで年々増加し、令和元年度は、1,791件となっています。



資料：こどもを守る課資料（福祉行政報告）（各年度末現在）

### ⑥ 民生委員・児童委員の人数の推移

民生委員・児童委員の人数は、平成30年まで年々増加していましたが、令和元年の一斉改選を機に減少し、令和2年4月1日現在326人となっています(定数355人)。



資料：福祉総務課資料（各年4月1日現在）

## ⑦ 福祉基金への寄附件数及び金額の推移

### 福祉基金への寄附件数と金額の推移

単位：件、円

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
寄附件数	3	4	8	23	78
寄付金額	306,908	82,276	80,000	205,439,481	1,469,832

資料：福祉総務課資料（各年度5月31日現在）

## （6）医療費の状況

### ① 国民健康保険医療費及び健康保険医療費の推移

国民健康保険の一人当たりの医療費は、一般被保険者、前期高齢者ともに年々増加しており、令和元年度では一般被保険者が400,052円、前期高齢者が587,319円となっています。また、健康保険の一人当たりの医療費（後期高齢者）の推移をみると、増減を繰り返しながら減少傾向となっており、令和元年度では1,016,102円となっています。

### 国民健康保険医療費及び健康保険医療費の推移

単位：円

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
国民健康保険 一人当たりの医療費 (一般被保険者)	355,949	366,961	375,140	381,911	400,052
国民健康保険 一人当たりの医療費 (前期高齢者)	550,906	558,339	558,730	562,387	587,319
健康保険 一人当たりの医療費 (後期高齢者)	998,968	972,768	1,014,208	997,002	1,016,102

資料：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）  
大阪府後期高齢者広域連合市町村ホームページ

## 7 アンケート調査からみる地域福祉の現状

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

本調査は、第4次寝屋川市地域福祉計画の策定にあたり、基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

#### ② 調査対象

市民調査：寝屋川市在住の18歳以上の市民

団体調査：寝屋川市内で地域福祉に関わる活動や事業を行っている団体

#### ③ 調査期間

令和元年10月11日から令和元年11月29日まで

#### ④ 調査方法

郵送による配布・回収

#### ⑤ 回収状況

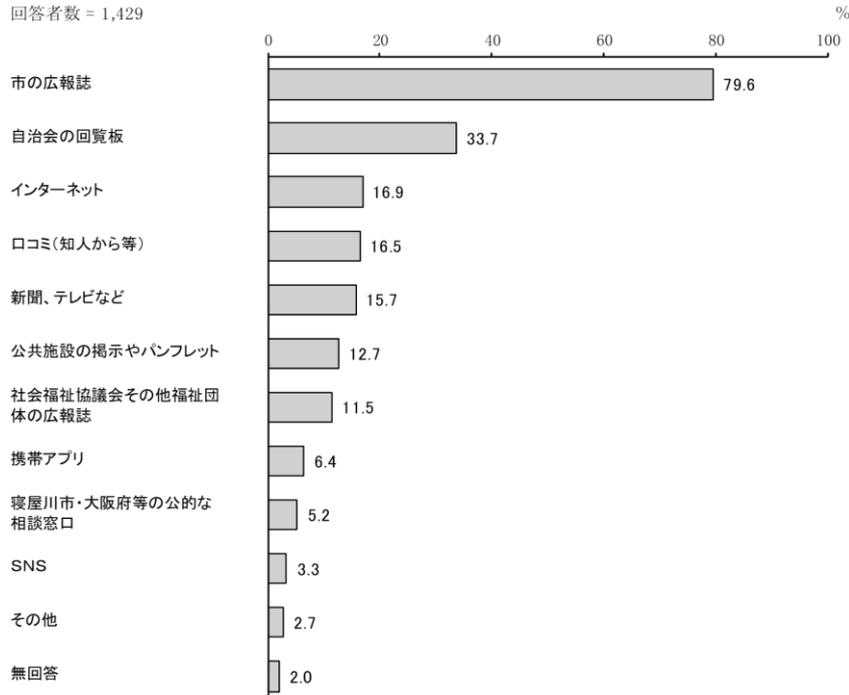
	有効配布数	有効回収数	有効回収率
市民	2,996 通	1,429 通	47.7%
団体	597 通	328 通	54.9%

## (2) 市民調査結果（抜粋）

### ① 市の福祉に関する情報の取得先

「市の広報誌」の割合が 79.6%と最も高く、次いで「自治会の回覧板」の割合が 33.7%、「インターネット」の割合が 16.9%となっています。

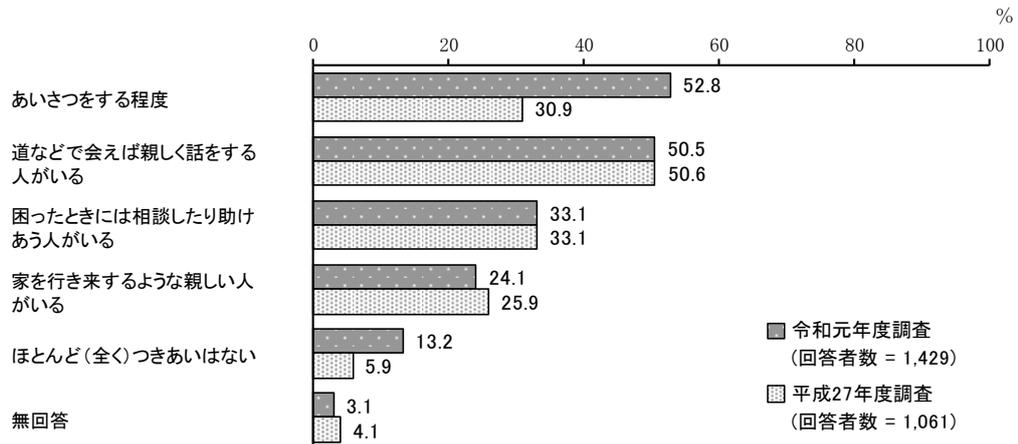
年齢別でみると、年齢が高くなるにつれ「社会福祉協議会その他福祉団体の広報誌」「自治会の回覧板」「新聞、テレビなど」の割合が、年齢が低くなるにつれ「インターネット」の割合が高くなる傾向がみられます。



### ② 近所の人との交流の頻度（回答者自身）

「あいさつをする程度」の割合が 52.8%と最も高く、次いで「道などで会えば親しく話をする人がいる」の割合が 50.5%、「困ったときには相談したり助けあう人がいる」の割合が 33.1%となっています。

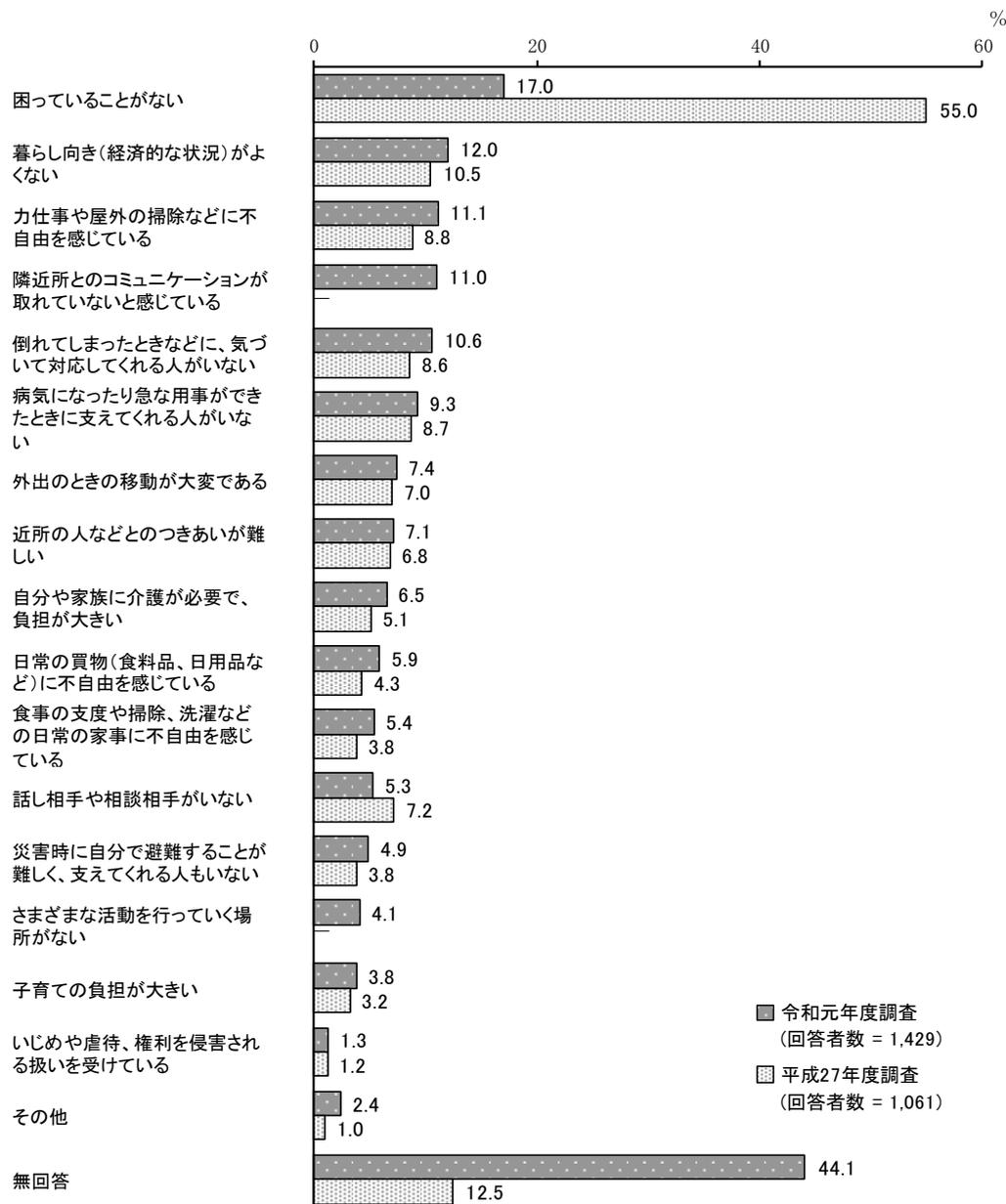
平成 27 年度と比較すると、「あいさつをする程度」「ほとんど（全く）つきあいはない」の割合が増加しています。



### ③ 日常生活で困っていること

「困っていないことがない」の割合が17.0%と最も高く、次いで「暮らし向き（経済的な状況）がよくない」の割合が12.0%、「力仕事や屋外の掃除などに不自由を感じている」の割合が11.1%となっています。

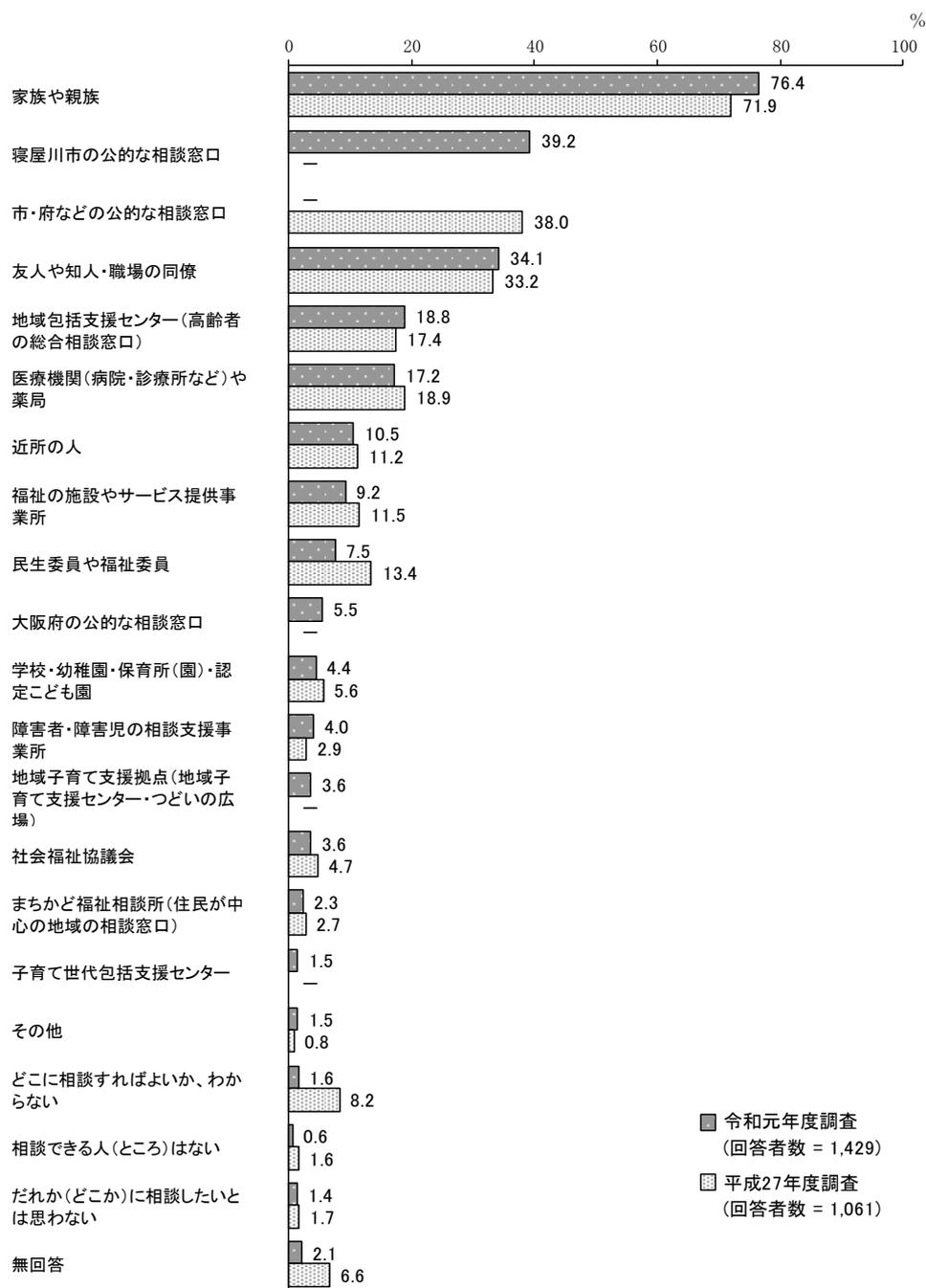
平成27年度と比較すると、「困っていないことがない」の割合が減少しています。



#### ④ 福祉、介護、子育てなどに関する困りごとの相談先

「家族や親族」の割合が76.4%と最も高く、次いで「寝屋川市の公的な相談窓口」の割合が39.2%、「友人や知人・職場の同僚」の割合が34.1%となっています。

平成27年度と比較すると、「民生委員や福祉委員」「どこに相談すればよいか、わからない」の割合が減少しています。



## ⑤ 福祉に関する活動への参加状況

全ての福祉活動において「参加したいとは思わない」の割合が高くなっています。次いで「今後、参加者として参加してみたい」の割合が高くなっています。

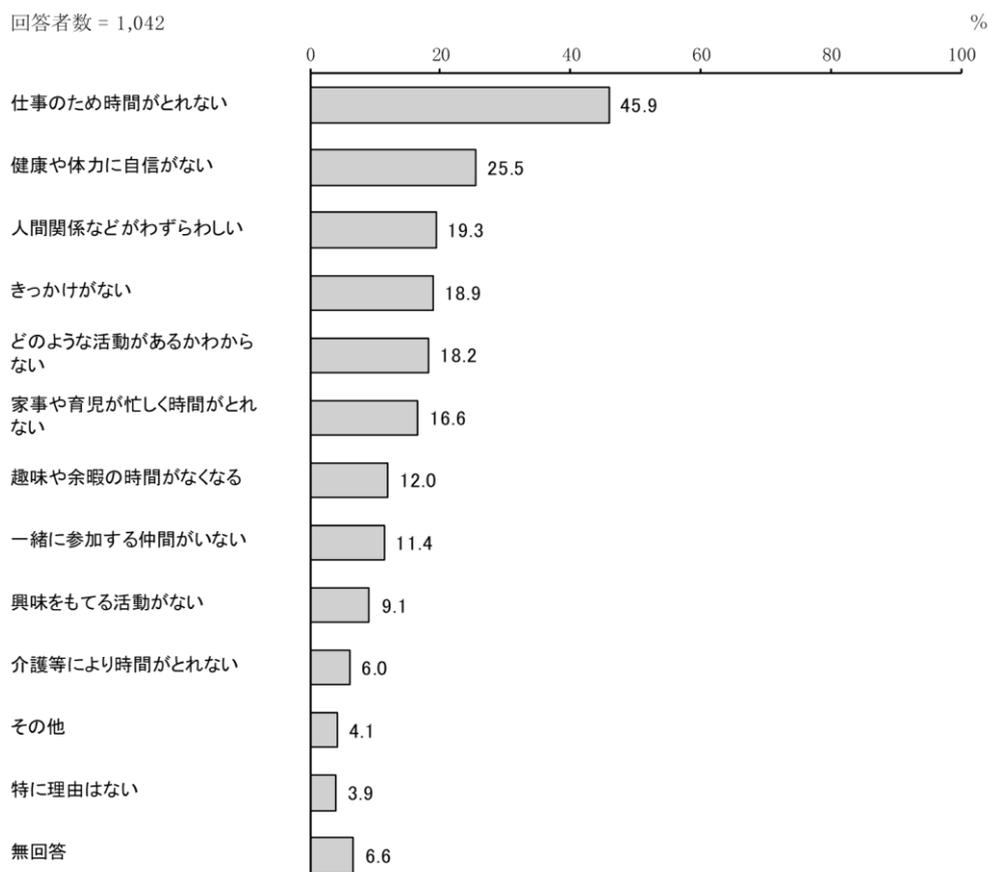
単位：％

区分	回答者数(件)	1 運営スタッフとして参加している	2 参加者として参加している	3 今後、運営スタッフとして参加してみたい	4 今後、参加者として参加してみたい	5 参加したいとは思わない	無回答
①自治会、地域協働協議会、校区福祉委員会(サロン)などの身近な地域での福祉活動	1,429	3.6	5.7	2.1	16.6	41.8	31.4
②ボランティア、NPOなどの団体での福祉活動	1,429	2.2	2.0	2.4	14.8	43.8	35.4
③同じ福祉ニーズや課題をもつ人どうしの当事者活動	1,429	0.7	1.3	1.5	15.2	40.7	41.1
④その他	1,429	0.3	0.3	0.1	1.1	10.6	87.6
⑤特になし	1,429	1.0	0.5	0.4	2.3	17.1	79.8

## ⑥ 福祉に関する活動に参加していない、または、参加しない理由

「仕事のため時間がとれない」の割合が45.9%と最も高く、次いで「健康や体力に自信がない」の割合が25.5%、「人間関係などがわずらわしい」の割合が19.3%となっています。

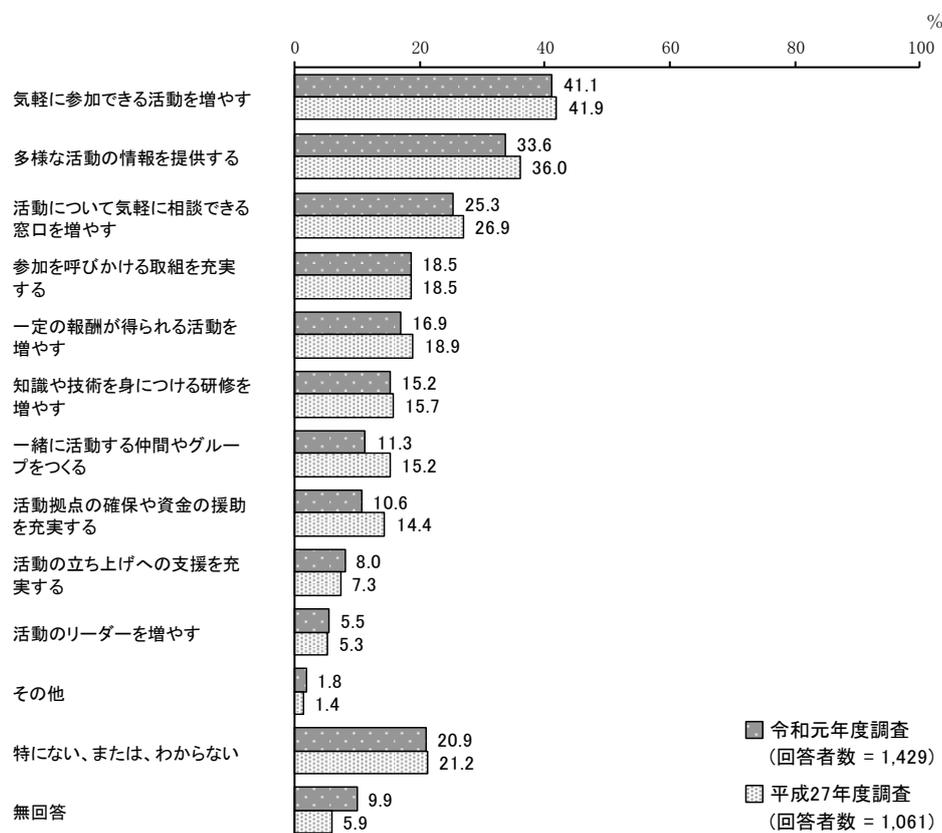
回答者数 = 1,042



⑦ 市民が福祉に関する活動にもっと参加するために“特に効果的”だと思う取組

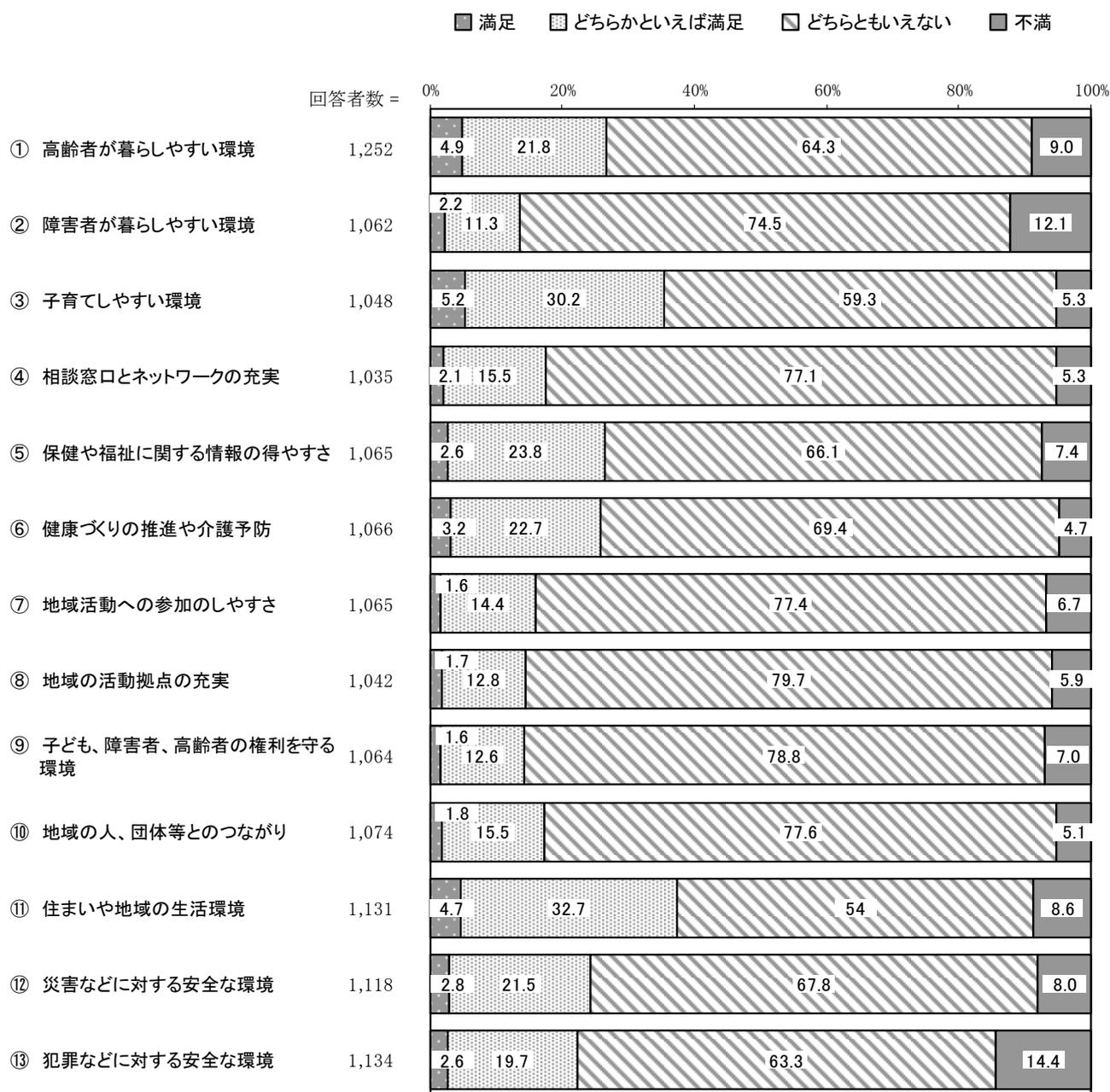
「気軽に参加できる活動を増やす」の割合が41.1%と最も高く、次いで「多様な活動の情報を提供する」の割合が33.6%、「活動について気軽に相談できる窓口を増やす」の割合が25.3%となっています。

平成27年度と比較すると、大きな変化はみられません。



## ⑧ 居住地域での暮らしに関する環境への満足度

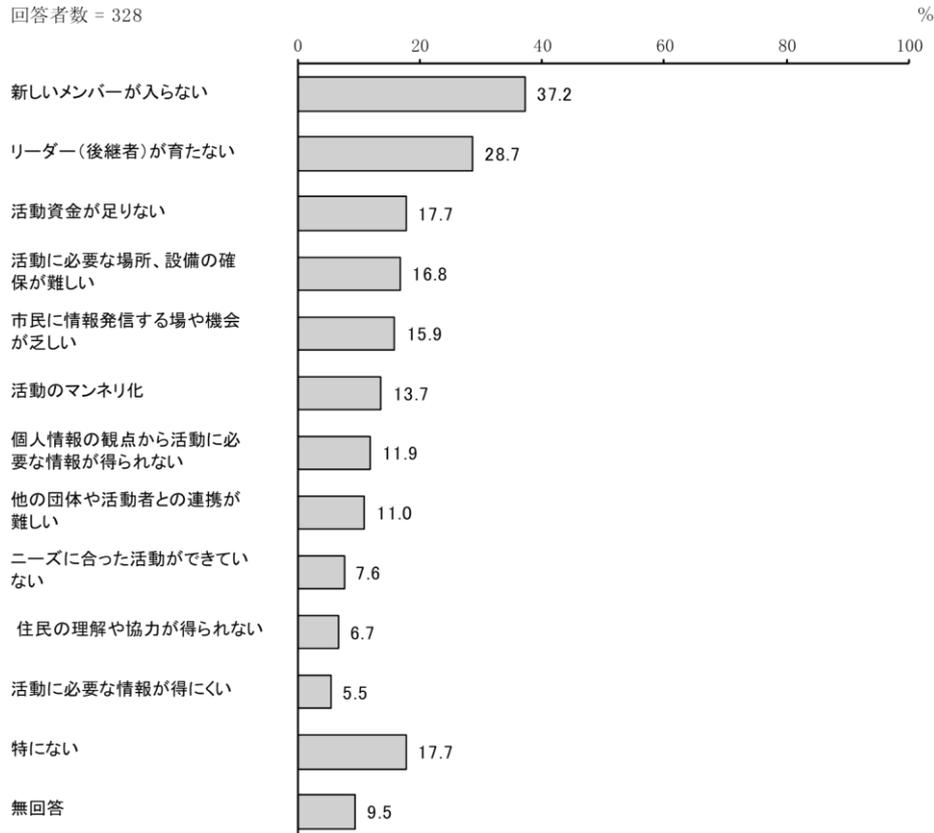
『①高齢者が暮らしやすい環境』『③子育てしやすい環境』『⑪住まいや地域の生活環境』で「満足」と「どちらかといえば満足」をあわせた“満足”の割合が高くなっています。



### (3) 団体調査結果（抜粋）

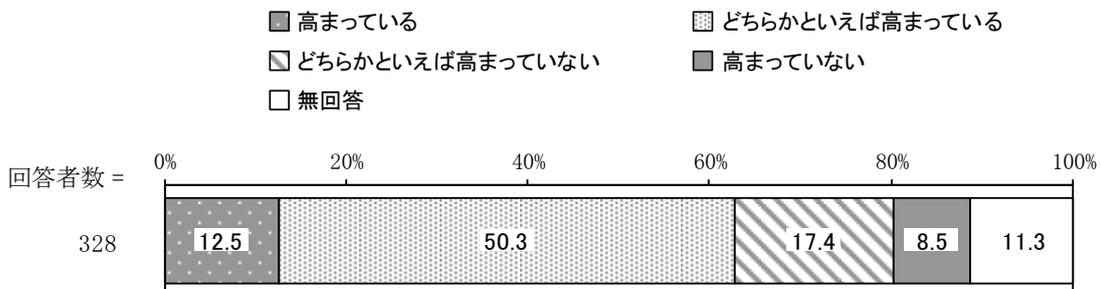
#### ① 活動を行う上で、困っていること・課題

「新しいメンバーが入らない」の割合が37.2%と最も高く、次いで「リーダー（後継者）が育たない」の割合が28.7%、「活動資金が足りない」、「特にない」の割合が17.7%となっています。



#### ② 活動を通して地域における地域福祉に対する意識の高まりの有無

「どちらかといえば高まっている」の割合が50.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば高まっていない」の割合が17.4%、「高まっている」の割合が12.5%となっています。



## 8 用語説明

### あ行

#### ○エッセンシャルワーカー

医療福祉関係、保安関係、運輸交通関係、小売、販売業、教育、保育関係、公共インフラ関係など、人が社会生活をするうえで必要不可欠なライフラインを維持する仕事の従事者をいいます。

### か行

#### ○介護保険制度

高齢者の介護を社会全体で支えることを目的として平成12年(2000年)に創設された制度のことです。介護が必要な高齢者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行います。

#### ○協働

市民、行政その他のまちづくりに関わる様々な立場の人が、お互いに尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することです。

#### ○校区福祉委員会

「福祉のまちづくり」を進めることを目的に、自治会、民生委員児童委員協議会、子ども会、PTA、ボランティアなどで構成され、小学校区ごとに結成されている住民主体の福祉活動組織です。高齢者、障害者、子どもなどへの見守り・声かけ活動、ふれあいサロン活動、身近な相談活動などを通じ、地域の身近な福祉問題の発見や解決に取り組んでいます。

#### ○更生保護団体

犯罪をした人や非行をした少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防止、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けるボランティア団体です。

#### ○更生保護サポートセンター

更生保護団体が、地域の関係機関・団体との連携や、非行防止相談などの更生保護活動を行うための拠点施設です。

## ○高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会といいます。

## ○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

様々な生活の“困りごと”のために福祉的な支援が必要な人への相談・支援を、地域に密着して行う専門職です。本市では、寝屋川市社会福祉協議会に配置され、地域資源の掘り起こしや新しい仕組みづくりを行っています。

## ○孤立死

一人暮らしや高齢者だけで生活している世帯などで、地域から孤立した状態で亡くなることをいい、「孤独死」と呼ばれることもあります。

---

	さ行	
--	----	--

---

## ○社会福祉協議会（社協）

社会福祉法で「地域福祉を推進する団体」と位置付けられ、住民、福祉の専門機関・団体、当事者団体、関連分野の団体などが参加・参画し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指す、公共性と自主性をもつ民間の福祉団体です。都道府県及び市町村に設置され、校区福祉委員会活動、ボランティア活動、福祉教育の推進、生活困窮者への支援など、地域の福祉力を高める様々な事業を行っています。

## ○重層的な支援体制

令和2年6月に改正された社会福祉法において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村が行う相談支援、参加支援、地域づくりに向けた重層的な支援について規定が設けられました。

## ○自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に、早期かつ包括的に応ずる相談窓口となります。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。

## ○生活困窮者

経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人や、経済的困窮に限らず障害や精神疾患、ひきこもり、家族関係の問題など何らかの理由により社会から孤立し生きづらさを抱えている人も含みます。

## ○生活困窮者自立支援制度

市や民間団体が緊密な連携体制をとり、生活困窮者に対して、地域における福祉・就労・教育・住宅その他の自立に向けた支援を行うことです。

## ○生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」とも呼ばれています。高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす専門職のことであります。

## ○成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度のことであります。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、本人を不利益から守る制度のことであります。

---

	た行	
--	----	--

---

## ○ダブルケア

「介護」と「子育て」といったように、家族や親族など複数のケアを同時に行う必要がある状況のことであります。近年、晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に担うことの問題が指摘されています。子育てや介護は精神的、体力的な負担が大きく、また誰に相談してよいか分からず、問題を当事者だけで抱え込みがちになるため、新たな支援が必要となっています。

## ○地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことであります。平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置付けられています。

## ○地域協働協議会

地域ニーズに応じたまちづくりを担うとともに、様々な地域課題の解決に向けた活動・事業に取り組む、小学校区を単位として設立された、地域団体や住民によるネットワーク型組織です。

## ○地域子育て支援拠点

就学前の子どもとその保護者、妊婦が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場をいいます。地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講座などを実施しています。

## ○地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題です。

## ○地域就労支援センター

就労が困難な方を対象に、コーディネーターによる就労相談を行っています。

## ○地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、重度な要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような地域の包括的な支援・サービス提供体制であり、そのために、生活支援、介護、医療、住まい等が一体的に提供される仕組みを構築するものとされています。

## ○地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等の専門スタッフが、公正・中立な立場での総合相談や支援、権利擁護や介護予防の推進、包括的かつ継続的なサービス提供のためのネットワークづくり等を行います。また、地域包括ケアを進めるうえでの中核機関としての役割を担い、保健、福祉、医療の関係機関や地域住民等が連携、協力する地域づくりを推進します。

### ○日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な人に、福祉サービスの利用に関する情報提供、手続きの援助、利用料の支払いや、日常的な金銭管理を行うことで、地域で安心して暮らすことができるように支援する取組のことです。

### ○認知症

脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態のことです。

### ○ひきこもり

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成 22 年 5 月 19 日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」のことです。

### ○避難行動要支援者

災害時に自ら避難することが著しく困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する人です。

### ○避難行動要支援者名簿

災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者に対し、平常時から地域の関係者に名簿を提供し、日頃の見守りや災害時への避難支援、安否確認等を実施するための名簿です。

### ○福祉避難所

台風などの風水害や地震、その他の災害が発生した場合、必要に応じて特別な配慮を必要とする高齢者や障害者を避難させることを想定した避難所のことです。

### ○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、福祉事務所など関係機関への橋渡しなど必要な支援活動を行っています。また、民生委員は児童委員も兼ねることとさ

れており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談・支援等も行っていきます。

---

	や行	
--	----	--

---

### ○ヤングケアラー

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障害・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どものことです。

---

	その他	
--	-----	--

---

### ○NPO (Non-Profit Organization)

営利を目的とせず、市民活動や公共的な活動を行う民間組織です。

### ○SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。「地球上の誰一人として取り残さない」を理念に、世界中の企業や団体が将来に渡っても継続できる事業を検討し、取り組んでいます。

### ○DV（ドメスティック・バイオレンス）

Domestic Violence の略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことです。家庭内暴力とも呼ばれています。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が制定されています。

### ○8050問題

引きこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうことです。80代の親と50代の子で、親が要介護状態に陥ると問題が表面化することに由来します。